

○益田市多面的機能支払交付金事業交付要綱

平成27年7月29日

益田市告示第189号

改正 平成28年10月27日告示第235号

平成30年8月16日告示第240号

令和元年6月26日告示第55号

令和3年9月29日告示第310号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域における地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持と発揮を図ることを目的として、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国実施要領」）及び多面的機能支払の実施に関する基本方針（国実施要綱第3の2の(1)の規定により島根県が定める基本方針をいう。以下「県基本方針」という。）に定めるところにより交付する益田市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国実施要綱別紙1に定める農地維持支払交付金に係る事業
- (2) 国実施要綱別紙2に定める資源向上支払交付金に係る事業

2 交付金の額は、前項各号に掲げる事業ごとに、国実施要綱別紙1の第6及び国実施要綱別紙2の第6に定める交付単価及び算定方法により算定して得た額であって、予算の範囲内の額とする。

3 交付金の交付対象となる者（以下「対象組織」という。）は、国実施要綱別紙5に定める広域活動組織又は国実施要綱別紙6に定める活動組織であって、第1項に規定する事業を実施するものとする。

(事業計画等の認定)

第3条 交付金の交付を受けようとする対象組織は、国実施要綱別紙1の第5又は国実施要綱別紙2の第5に定めるところにより、事業計画書を作成し、市長の認定を受けなければならない。

2 対象組織が広域活動組織である場合は、国実施要綱別紙1の第5の3又は国実施要綱別紙2の第5の3に定めるところにより、国実施要綱別紙5の第5に定める広域協定を作成し、市長の認定を受けなければならない。

3 活動組織が国実施要綱別紙2の第4の2に定める施設の長寿命化のための活動を実施しようとする場合は、国実施要綱別紙2の第5の4に定めるところにより、必要に応じて長寿命化整備計画を作成し、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、前3項の規定による事業計画、広域協定又は長寿命化整備計画（以下「事業計画等」という。）の認定申請の提出があったときは、当該事業計画等について、国実施要綱、国実施要領及び県基本方針に定める要件に係る審査

を行うものとする。この場合において、市長は、事業計画等の内容が適当であると認めるときは、当該事業計画等を認定し、速やかにその旨を対象組織に通知するものとする。

(交付申請)

第4条 前条の認定を受けた対象組織は、益田市多面的機能支払交付金交付（変更）申請書（様式第1号）を、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付金の交付決定を行うとともに、益田市多面的機能支払交付金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により対象組織に通知するものとする。この場合において、市長は、交付決定に際し必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第6条 前条による交付決定を受けた対象組織（以下「交付金事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ国実施要綱別紙1の第5の5及び国実施要綱別紙2の第5の6に規定する事業計画の変更認定申請を市長に提出しなければならない。

2 第3条第4項は、前項の事業計画の変更に係る認定申請について準用する。

3 第4条及び前条は、前2項の規定による事業計画の変更に伴う交付申請の変更手続について準用する。

(交付請求)

第7条 交付金事業者は、交付金を請求しようとするときは、益田市多面的機能支払交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。この場合において、市長が特に必要があると認めたときは、交付対象事業の完了前に交付金の全部又は一部を請求することができる。

(実績報告)

第8条 交付金事業者は、国実施要綱別紙1の第5の7又は別紙2の第5の8に定めるところにより、事業計画に定めた事項の実施状況について市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、益田市多面的機能支払交付金実績報告書（様式第4号）に、国実施要領第1の8及び第2の10に定める書類を付して、交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに行うものとする。

(交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業計画に定めた事項の実施状況が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するとともに、交付金事業者に対し益田市多面的機能支払交付金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第5条の規定による交付決定の事後において、交付金事業者

が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した交付金があるときは、当該取消しに係る交付金について、期日を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 国実施要綱別紙1の第9又は国実施要綱別紙2の第9に定める交付金の返還に係る要件に該当するとき。ただし、自然災害その他やむを得ない事由がある場合については、この限りでない。
- (2) その他法令、国実施要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付金を交付決定に係る事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による交付決定の全部又は一部の取消しに係る通知は、益田市多面的機能交付金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しに係る交付金の返還の命令は益田市多面的機能交付金返還命令書（様式第7号）によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月27日告示第235号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年10月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の益田市多面的機能支払交付金事業交付要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年8月16日告示第240号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年8月16日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の益田市多面的機能支払交付金事業交付要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年6月26日告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年6月26日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の益田市多面的機能支払交付金事業交付要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年9月29日告示第310号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請者
住 所
活動組織名
代表者氏名

益田市多面的機能支払交付金交付（変更）申請書

益田市多面的機能支払交付金の交付を受けたい（変更したい）ので、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第4条（第6条第3項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金の種類及び申請金額等

交付金の計（①+②+③+④）		円	円
交付金の種類	（変更）申請金額		（当初交付申請金額）
①農地維持支払		円	円
②資源向上支払（共同活動）		円	円
③資源向上支払（長寿命化）		円	円
④資源向上支払（広域化）		円	円

様式第2号（第5条関係）

益 指令第 号

住 所
活動組織名
代表者氏名

様

益田市多面的機能支払交付金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった益田市多面的機能支払交付金については、下記のとおり交付（変更）決定しましたので、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第5条（第6条第3項）の規定により通知します。

年 月 日

益田市長



記

1 交付金の種類及び交付決定額等

交付金の計（①+②+③+④）		円	円
交付金の種類	（変更）交付決定額		（当初交付決定額）
①農地維持支払		円	円
②資源向上支払（共同活動）		円	円
③資源向上支払（長寿命化）		円	円
④資源向上支払（広域化）		円	円

2 交付条件

- 交付の目的外に使用してはならない。
- 事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。
- 交付金事業等により取得し、又は効用の高められた増加した財産を、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5か年間整備しておかななければならない。
- （事業別特記事項）

注 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

益田市長 様

請求者 住 所
活動組織名
代表者氏名

益田市多面的機能支払交付金交付請求書

年 月 日付け益 指令第 号をもって交付（変更）決定のあった
益田市多面的機能支払交付金について、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第7条
の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付金請求額 円
2 交付金請求額の内訳

(1) 農地維持支払交付金

請求額		備考
交付決定額	円	
既 交 付 額	円	年 月 日交付
今回請求額	円	
未 交 付 額	円	

(2) 資源向上支払交付金（共同活動）

請求額		備考
交付決定額	円	
既 交 付 額	円	年 月 日交付
今回請求額	円	
未 交 付 額	円	

(3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

請求額		備考
交付決定額	円	
既 交 付 額	円	年 月 日交付
今回請求額	円	
未 交 付 額	円	

(4) 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）

請求額		備考
交付決定額	円	
既 交 付 額	円	年 月 日交付
今回請求額	円	
未 交 付 額	円	

3 交付金の支払（振込）先

(1) 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同活動)及び資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)

交付金振込口座			
金融機関名	銀行・信組・農協 信金・労金・漁協	支店名	店 所
預金種別	01:普通 02:当座 04:貯蓄 09:()	口座番号	※ 右詰で記入してください
口座名義	カナ		
	漢字		
組織名	フリガナ		
代表者職氏名	代表者職名	フリガナ	氏名
住所	〒		
電話番号	()	—	

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交付金振込口座			
金融機関名	銀行・信組・農協 信金・労金・漁協	支店名	店 所
預金種別	01:普通 02:当座 04:貯蓄 09:()	口座番号	※ 右詰で記入してください
口座名義	カナ		
	漢字		
組織名	フリガナ		
代表者職氏名	代表者職名	フリガナ	氏名
住所	〒		
電話番号	()	—	

※ 振込口座の通帳の写し（口座番号・口座名義が分かるもの）を添付すること。

※ 1・2の振込口座は、同一のものとしてはならない。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請者
住 所
活動組織名
代表者氏名

益田市多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日付け益 指令第 号をもって交付（変更）決定のあつた益田市多面的機能支払交付金について、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付金の種類及び申請金額等

交付金の計（①+②+③+④）		円
交付金の種類	交付（変更）決定額	
①農地維持支払		円
②資源向上支払（共同活動）		円
③資源向上支払（長寿命化）		円
④資源向上支払（広域化）		円

2 添付書類

- (1) 実施状況報告書
- (2) 金銭出納簿
- (3) 活動記録
- (4) その他

様式第5号（第9条関係）

益 指令第 号

住 所

活動組織名

代表者氏名

様

益田市多面的機能支払交付金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった益田市多面的機能支払交付金について、交付金の額を確定したので、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

益田市長



記

交付金の種類及び申請金額等

交付金の種類		交付（変更）決定額	確定額
①農地維持支払		円	円
②資源向上支払（共同活動）		円	円
③資源向上支払（長寿命化）		円	円
④資源向上支払（広域化）		円	円

様式第6号（第10条関係）

益 指令第 号

住 所
活動組織名
代表者氏名

様

益田市多面的機能支払交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け益 指令第 号で交付決定した益田市多面的機能支払交付金について、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第10条第1項の規定により取消し（一部取消し）をしたので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

益田市長



記

1 取消し（一部取消し）の内容

対象交付金名	既交付決定額 (既交付額)	取消額	未交付額
農地維持交付金	円 (円)	円	円
資源向上支払交付金 (共同活動)	円 (円)	円	円
資源向上支払交付金 (長寿命化)	円 (円)	円	円
資源向上支払交付金 (広域化)	円 (円)	円	円
計	円	円	円

2 取消し（一部取消し）の理由

様式第7号（第10条関係）

益 指令第 号

住 所

活動組織名

代表者氏名

様

益田市多面的機能支払交付金返還通知書

交付済みの益田市多面的機能支払交付金について返還事項が確認されましたので、益田市多面的機能支払交付金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

益田市長



記

1 返還事項

2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持交付金	円	
資源向上支払交付金（共同活動）	円	
資源向上支払交付金（長寿命化）	円	
資源向上支払交付金（広域化）	円	
計	円	

3 返還期日 年 月 日

4 振込先

金融機関名

口座番号

※振込手数料に交付金を充当することはできません。

- 様式第 1 号 (第 4 条関係)
- 様式第 2 号 (第 5 条関係)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)
- 様式第 4 号 (第 8 条関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条関係)
- 様式第 6 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)